

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	149 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	143 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和36年4月ころ、A町（現在は、B市）C地の区長の勧めで国民年金への加入手続を行い、同年6月に夫婦二人分の国民年金保険料を3か月分600円納付した。その後は3か月ごとに区長が集金に来る都度、納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ころ、C地の区長の勧めで国民年金への加入手続を行い、同年6月に夫婦二人分の国民年金保険料を3か月分600円納付し、その後は3か月ごとに区長が集金に来る都度、納付していたところ、申立期間当時、A町では集金人による保険料納付が行われていたことが確認できることから、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和41年9月ころであり、申立人が保持している国民年金手帳は42年10月1日に発行されていることから、昭和41年度中に国民年金に加入したことが推認でき、申立期間のうち、41年4月から42年3月までは、当該加入時期の現年度中であることから、A町の集金人に保険料を納付できる期間となっている。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から41年3月までの期間は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年9月の時点では、さかのぼって納付する必要があるが、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いとしていることから、36年4月から41年3月までの期間の保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 12 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①については、結婚した昭和 49 年 12 月ころ、妻と一緒に A 市 B 出張所へ行き、私は国民年金への加入手続を、妻は住所変更手続を行い、その後夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間②及び③については、52 年 5 月に C 市に自営の D 店を開業したときから、店の隣にあった E 農協の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、昭和 52 年 5 月に C 市に自営の D 店を開業したときから、店の隣にあった E 農協の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付していたとしているところ、申立期間②及び③はそれぞれ 3 か月と短期間である上、その妻は当該期間の保険料を納付していることから、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、結婚した昭和 49 年 12 月ころ、妻と一緒に A 市 B 出張所へ行き、申立人は国民年金への加入手続を、その妻は住所変更手続を行い、その後夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は 51 年 7 月

22 日であり、その妻の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は 50 年 1 月ころであることから、申立人及びその妻が一緒に手続をしたとする時期の相違が見られる。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 7 月時点では、申立期間①はさかのぼって納付する必要があるが、申立人はさかのぼって納付をした記憶は無いとしていること、及び別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られないことから、申立期間①の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A銀行B支店で納付した。昭和61年7月1日にC町からD市に転居したことか又はオンライン化が原因で記録管理に誤りが生じたのではないか。私は、間違いなく保険料を納付しているのでよく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A銀行B支店で納付したはずであると主張しているところ、申立人は昭和53年5月に結婚した後、同年11月から国民年金に任意加入して保険料を納付している上、申立期間を除いて未納期間は無く、60歳到達以降も国民年金に高齢任意加入して保険料を納付しており、申立人の納付意識は高いものと認められることから、12か月と比較的短期間である申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、D市の住民票により、申立人がC町からD市に転居したのは、申立期間後の昭和61年7月1日であることが確認できることから、申立期間当時の生活環境に大きな変化は認められず、その夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立期間の国民年金保険料を納付する資力はあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

将来の生活設計のため、昭和 47 年 10 月 23 日に国民年金に任意加入後は、61 年 3 月まで国民年金保険料と付加保険料を納付してきたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 10 月 23 日に任意加入後は、61 年 3 月まで国民年金保険料と付加保険料を納付してきたはずであるとしているところ、それぞれの申立期間の前後は住所の移動が無く、経済的にも安定している上、申立期間①、申立期間②及び申立期間③について、それぞれの申立期間は 3 か月と短期間であり、前後の期間は納付済みであることから、国民年金保険料及び付加保険料を未納とする事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和 47 年 10 月 23 日に任意加入後、申立期間①、②及び③を除き国民年金保険料と付加保険料を 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで未納期間無く納付している上、移転時の国民年金に係る住所変更手続を適切に行っていることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間①については、申立期間①直前の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間について平成 20 年 6 月 18 日に納付記録が確認されており、申立期間②については、申立期間②直前の昭和 52 年 4 月から同

年7月までの期間について平成20年6月18日に納付記録が確認されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年2月まで

昭和55年4月に家族で帰国し、申立期間中は生活保護を受給していた。当該期間について、夫は後で訂正された厚生年金保険被保険者期間を除き法定免除になっているのに、自分の分が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

Aである申立人は、昭和55年4月に家族で帰国し、申立期間中は生活保護を受給していたと主張しているところ、B福祉事務所の回答により、申立人の夫について、56年11月26日から58年2月1日まで同居家族と一緒に生活保護を受給していることが確認でき、かつ、申立人とその夫は同居同一世帯と推認されることから、申立内容に不合理な点はみられない。

また、Aに対する援護施策によると、昭和47年ころに始まった自立指導員による家庭巡回指導の指導内容に「公的機関における手続介助」があり、申立人は、住民登録、生活保護費受給申請、国民年金加入手続、法定免除該当届出等の公的機関における諸手続等を自立指導員の介助により行ったものと推認される上、申立人の夫は、申立期間はオンライン記録上法定免除（厚生年金保険被保険者期間に訂正された期間を含む。）となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月及び同年9月並びに56年1月から57年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年8月及び同年9月
② 昭和56年1月から57年12月まで

昭和55年8月ころ、母がA市役所（現在は、B市役所）に行って、国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料についても、母が納付組合で自分の分と一緒に納付していた。母の性格からしても、申立期間が未納となるのは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和55年6月24日に払い出されていることが確認でき、払出時点では、申立期間①は保険料の現年度納付が可能な期間である上、一緒に納付したとする申立人の母は納付済みとなっている。

また、申立人の母が2か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

2 申立期間②のうち、昭和57年10月から同年12月までについて、申立人は領収書を所持している。

また、申立期間②のうち、昭和56年1月から57年9月までについては、一緒に納付したとする申立人の母は納付済みとなっており、その母が21か月と比較的短期間である同期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年2月28日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成4年2月から6年1月までの標準報酬月額が53万円から最終的に10万4,000円に引き下げられているのはおかしい。申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の平成4年2月から6年1月までの標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月28日より後の同年3月7日に4年10月及び5年10月の定時決定を取り消して、9万8,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されている上、6年4月4日に、同期間の標準報酬月額が9万8,000円から10万4,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aの商業登記簿により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していないと主張しており、上記の2度にわたる^{そきゅう}遡及訂正は、当該事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成6年2月*日より後のことであり、破産管財人は、破産宣告後、社会保険事務所（当時）への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれていると申述していることを踏まえると、申立人が代表取締役として当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理

由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から47年2月28日まで
株式会社Aに昭和45年8月27日から継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年2月28日から同年3月1日までの期間について、B株式会社提出の退職者名簿により、申立人が同年2月28日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記退職者名簿において、申立人と同日に退職している同僚一人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が退職日の翌日の昭和46年3月1日となっている上、同退職者名簿において、申立人と退職日が近い11人の同僚について、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、当該同僚の被保険者資格喪失日は、いずれも退職日の翌日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和46年2月28日まで継続勤務し、同年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにお

ける昭和 46 年 1 月の事業所別被保険者名簿の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行しかた否かについては、事業主は不明としているが、事業主が当該期間に係る資格喪失日を昭和 46 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 2 月 28 日までの期間について、B 株式会社では、当時の厚生年金保険適用関係資料は保管しておらず、申立人の当該期間の厚生年金保険料控除等については不明であるとしている上、同僚からも当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

また、当該事業所提出の退職者名簿では申立人の退職日は昭和 46 年 2 月 28 日となっているほか、申立人が当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成9年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月21日から同年10月1日まで
社会保険庁(当時)から「ねんきん定期便」が届き、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成9年10月1日と記録されていることが分かった。
同社には平成9年9月21日に入社しており、申立期間の保険料が控除されていることが確認できる給料明細書があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社の退職金計算書、企業年金支払通知書及び事業主から提出された人事記録「A株式会社組織」により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「当時の関連資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできないが、申立期間当時の当社における厚生年金保険料の控除方式は翌月控除であった。」と供述していることから判断すると、申立人から提出された平成9年10月分の給料明細書において控除された保険料は同年9月の保険料であることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平

成9年10月分の給料明細書において控除された同年9月の厚生年金保険料額及び申立人のA株式会社における9年10月の社会保険事務所（当時）の記録から28万円とすることが妥当である。

また、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA株式会社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 21 日から 44 年 2 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、株式会社Aに勤務していた申立期間は脱退手当金を受給していることになっているが、私は脱退手当金を請求していないし、もらってもいないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、既に受給した期間を除く過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、2回の被保険者期間が同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、一方の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

また、申立人は1回目の脱退手当金を受給したことを記憶しているため、1回目支給決定日（昭和 40 年 8 月 27 日）後から2回目支給決定日（44 年 4 月 22 日）前までの被保険者期間が2回目の脱退手当金の計算の基礎となるところ、当該脱退手当金の支給対象期間は 12 か月であり、未請求となっている7か月を含めても、当時の制度上、被保険者期間が 24 か月未満では脱退手当金の受給権は発生しないことを踏まえると、申立期間の脱退手当金の事務処理が適正に行われたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係る申立人のA株式会社における資格取得日を昭和38年10月11日、申立期間②に係る資格取得日を39年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月11日から同年11月1日まで
② 昭和39年4月11日から同年5月1日まで

昭和33年4月1日から平成11年4月16日までの期間、私はA株式会社及び当該会社の子会社に継続して勤務していたが、オンライン記録では申立期間が厚生年金保険被保険者ではない。申立期間①及び②ともB支店から本社に転勤時に中抜けになっているが、当時の転勤辞令を提出するので申立期間を厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在籍証明書、転勤辞令、C組合及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和38年10月11日に同社B支店から同社本社へ異動し、39年4月11日に同社B支店から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に係る昭和38年11月及び39年5月の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、転出先事業所がD社会保険事務所(当時)に提出した当時の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得日は昭和38年11月1日となっており、申立期間②については、転出先事業所がD社会保険事務所に提出した当時の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得日は39年5月1日となっていることから、事業主は、各日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間①に係る38年10月の保険料及び申立期間②に係る39年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 1 日から 5 年 6 月 8 日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 4 年 2 月から 5 年 5 月までの 16 か月の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額（75 万円から 77 万円）より低い額の 8 万円となっている。給与明細書の一部、源泉徴収票及び所得税の確定申告書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は、当初、申立期間である平成 4 年 2 月から 5 年 5 月までは 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 9 月 1 日より後の 6 年 2 月 4 日に申立人を含む 5 人の標準報酬月額が 4 年 2 月 1 日にさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合は、当該期間における標準報酬月額が 8 万円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このように遡^{そきゅう}及して訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が提出した給与明細書の一部、源泉徴収票及び所得税の確定申告書により、申立人は申立期間において、事業主により減額訂正前の標準報酬月額 53 万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険被保険者離職票により、株式会社Aの離職時（平成 5 年 6 月 7 日）の賃金月額が 75 万円であったことが確認できる。
これらを総合的に判断すると、平成 6 年 2 月 4 日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂

正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該
遡^{そきゅう}及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認めら
れないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会
保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成2年4月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から4年9月1日まで

A株式会社に平成2年4月1日から8年3月20日までの期間において勤務したが、申立期間について、実際に支給されていた給与の年額約900万円から算出される報酬月額と厚生年金保険の被保険者記録の標準報酬月額が大幅に相違している。申立期間の標準報酬月額について、実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成2年4月から同年9月までの期間について、オンライン記録からA株式会社に係る標準報酬月額が当初記録されていた53万円から30万円に訂正されていることが確認できるところ、申立人が提出した平成2年分源泉徴収票に記載された社会保険料額について、
i) 当初記録されていた標準報酬月額（53万円）に見合う社会保険料

額、及び ii) 訂正が行われた後の標準報酬月額（30 万円）に見合う社会保険料額と比較検証したところ、当初記録されていた標準報酬月額（53 万円）に見合う社会保険料額とおおむね一致することが確認できることから判断すると、申立人の標準報酬月額について、当該期間は 53 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間のうち、平成 2 年 10 月から同年 12 月までの期間について、平成 2 年分源泉徴収票に記載された社会保険料額とオンライン記録の標準報酬月額（30 万円）に見合う社会保険料額を比較検証したところ、おおむね一致することが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 3 年 1 月から同年 12 月までの期間については、保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、平成 4 年 1 月から同年 8 月までの期間について、申立人が提出した平成 5 年度市民税・県民税特別徴収税額通知書に記載された社会保険料額とオンライン記録の標準報酬月額（34 万円）に見合う社会保険料額を比較検証したところ、おおむね一致することが確認できる。

加えて、事業主は、賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立内容について確認できないと供述している上、当時の社会保険事務担当者は、既に退職しており、関連資料は手元にないため詳細は不明であると供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 9 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和59年3月19日に訂正し、申立期間における標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月19日から同年4月1日まで

私は、A株式会社に昭和49年4月1日から平成15年10月31日までの期間において継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は、同社本社から同社B事業所に転勤した時期である。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、事業主から提出された申立人に係る昭和59年3月19日付けの辞令及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和59年3月19日にA株式会社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和59年4月の記録から38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当らないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格の取得日を昭和38年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年3月21日から同年7月1日まで
② 昭和43年5月31日から45年8月1日まで

年金記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が欠落していることがわかった。

申立期間①は、株式会社Aに勤務しており、この会社はB株式会社が名称変更した会社であり、被保険者期間に空白無く継続勤務していた。

また、申立期間②は、C株式会社に勤務していた。同社はD株式会社が名称を変えた会社であり、被保険者期間に空白無く継続勤務していた。

これら申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、B株式会社において昭和37年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年3月21日に資格を喪失後、同年7月1日に株式会社Aにおいて再度資格を取得しており、同年3月から同年6月までの申立期間①の被保険者記録が無い上、厚生年金保険適用事業所名簿により、B株式会社は同年3月21日に適用事業所ではなくなっていること、及び株式会社Aは同年7月1日に新規適用事業所となり45年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①におい

て株式会社Aに勤務していたことが推認できる上、併せて申立人と同様に勤務していたとする同僚一人から提供された昭和38年3月から同年7月までの給与明細書により、申立人が給与から厚生年金保険料を継続して控除されていたことが推認できる。

さらに、株式会社Aの事業主は所在不明のため申立ての事実について照会できなかったものの、照会したB株式会社の元取締役一人は、「B株式会社は経営不振になり、株式会社Eの専用修理工場として設立された株式会社Aに譲渡された。従業員はそのまま同社の従業員としてこれまでの工場で引き続き勤務した。また、会社譲渡後において給与等の経費はB株式会社からは一切支払っていない。」旨の供述をしている上、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社の新規適用時における被保険者23人のうち18人は、昭和38年3月21日までB株式会社における厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

加えて、当該18人のうち死亡又は住所不明の者を除く同僚11人に照会したところ、10人（うち一人は、上記B株式会社の元取締役で、株式会社Aでは一従業員として勤務）から、「申立期間①当時、B株式会社は、株式会社Aに買収又は譲渡されたが、仕事は同じ条件で継続して勤務していた。」との回答があった。

一方、株式会社Aは上記のとおり、厚生年金保険適用事業所名簿において、昭和38年7月1日に新規適用事業所となっており、申立期間①においては、適用事業所としての記録が無い。しかしながら、同社の同日における被保険者数は23人であったと確認できることから、このうち18人は、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び上記同僚の供述から、B株式会社から引き続き勤務していた者と推認されることから、株式会社Aは同年3月21日の時点で厚生年金保険適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aにおいて、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、同僚から提供された給与明細書の控除保険料額がB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている昭和38年2月の標準報酬月額に相当していることが確認できることから、申立人の同社における同月の標準報酬月額により1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は所在不明のため供述を得ることができないが、当該事業所は、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所に該当するものの、社会保

険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、事業主及び複数の同僚の供述により、申立人のD株式会社とC株式会社の勤務は継続していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿により、C株式会社は昭和45年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、当時の事業主は、「当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は申立期間②においても正社員であったものの、厚生年金保険料の控除等については資料が無く不明である。」と回答しているものの、同僚は「申立期間②当時は、厚生年金保険料は控除されておらず、厚生年金保険に未加入の期間は3年間くらいあった。」と供述している。

また、オンライン記録において、申立人は申立期間②の一部について国民年金保険料を納付していることが確認できる上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の厚生年金被保険者番号はD株式会社での番号とは異なる番号がC株式会社における資格取得時に新規に付番されていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち申立期間②については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和22年3月26日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月31日から21年9月1日まで
② 昭和22年3月26日から22年6月1日まで

社会保険庁(当時)の記録によると、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が欠落している。しかし、A株式会社には昭和13年3月に入社してから46年10月1日に同社を退社するまで継続して勤務していた。残されていた手帳により、昭和21年当時は同社C工場、同社D工場、また、同社B工場には22年3月26日に転勤の記述がある。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について事業主は、「当時の資料が無いため届出については不明であるが人事記録のとおり勤務し、通常どおりの給与を支給していたと思われる。」と供述しているところ、事業主提出の人事記録により申立人は昭和22年3月26日付けでA株式会社D工場から同社B工場に異動となったことが確認できる。

また、複数の同僚は、昭和22年6月1日より前から申立人がB工場に勤務していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は同社B工場において申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、同社B工場における資格取得日を昭和22年3月26日に訂正

することが必要である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳の昭和22年6月1日の資格取得時の記録から22年3月から同年5月までの期間を600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①については、事業所提出の人事記録により、申立人は昭和13年3月26日にA株式会社に入社し、19年1月1日付けでE株式会社に就職のため休職となり、21年1月12日付けで復職しA株式会社C工場に勤務後、同年5月16日付けで同社D工場へ異動していることが確認できる。

しかしながら、申立人は既に死亡しており同僚の氏名も不明であるため、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金被保険者台帳の記録により同僚を確認したものの、大部分の同僚は既に死亡又は所在不明であり、回答のあった複数の同僚も申立人の記憶は無く、申立ての事実についての供述を得ることができなかった。

また、事業主は「当時は、戦災のため焼失した工場もあり、会社は事業再建に取り組んでいた時期である。世の中も混乱していたため、厚生年金保険の加入については人事記録どおりに行わなかった可能性があるのではないか。」と供述している。

なお、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社D工場における昭和21年9月1日付けでの資格取得人数は、申立人を含め500人以上いることから、当該9月1日付けでまとめて資格取得届を提出したものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、57万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を58万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、58万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、56万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、56万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を90万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、90万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、60万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を73万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、73万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を53万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、53万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を63万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、63万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を66万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、66万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、60万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を71万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、71万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、55万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を61万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、61万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、50万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、55万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を59万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、59万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、57万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を76万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、76万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、54万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、57万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、54万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を66万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、66万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を64万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、64万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、54万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を70万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、70万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を111万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、111万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を69万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、69万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を65万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、65万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を58万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、58万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、56万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を61万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、61万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、56万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を53万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、53万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、54万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を61万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、61万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、57万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を136万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、136万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を65万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、65万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を64万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、64万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を123万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、123万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、52万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を137万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、137万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、48万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を105万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、105万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を76万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、76万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を77万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、77万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を74万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、74万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を128万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、128万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を86万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、86万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、55万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を71万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、71万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を64万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、64万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を76万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、76万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を124万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、124万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、54万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を64万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、64万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を59万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、59万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、56万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、57万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を62万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、62万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を115万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、115万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、51万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を58万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、58万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、57万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、57万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を102万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、102万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、51万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を58万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、58万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を73万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、73万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、50万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を53万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、53万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、54万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、28万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、26万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、26万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を53万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、53万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、50万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、28万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、50万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を78万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、78万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を87万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、87万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、35万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、42万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、54万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、48万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、48万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、52万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を47万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、47万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、46万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を44万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、44万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、54万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、52万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を65万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、65万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を67万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、67万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、12万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、52万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を71万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、71万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、54万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、56万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、28万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を49万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、49万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、42万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、52万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を128万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、128万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、57万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を43万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、43万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、57万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、32万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を53万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、53万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、27万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を72万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、72万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を59万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、59万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、50万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を58万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、58万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を49万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、49万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を49万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、49万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、57万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を58万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、58万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、48万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、52万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録60万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

株式会社Aから平成15年12月10日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成15年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、60万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から6年4月30日まで
社会保険庁(当時)の記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成5年8月から6年3月までの期間の標準報酬月額が、6年5月において5年8月までさかのぼって26万円から8万円に下げられていたが、自分はこの減額処理については全く知らされておらず、納得がいかないなので、元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年4月30日の後の同年5月20日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、5年9月6日に処理が行われた同年10月1日付けの定時決定の記録が取り消された上で、申立期間に係る標準報酬月額26万円が同年8月までさかのぼって8万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された預金通帳によると、平成5年6月から6年4月までの給与振込額はいずれも24万円から41万円であり、減額訂正後の標準報酬月額8万円を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において当該訂正処理を遡及^{てきゆう}して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成6年2月から同年9月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月10日から16年3月21日まで
正規職員となった平成3年4月10日から16年3月21日まで勤務していたA事業所に係る標準報酬月額が給与明細書に記載している給与総支給額を基に計算されておらず、全体的に低い金額で届出がされている。将来の年金額にもかかわることなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち平成6年2月から同年9月までを30万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、資料等は保存していないため納付したか否かについて不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情等が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成3年4月10日から6年2月1日までの期間及び同年10月1日から16年3月21日までの期間については、申立人の所有する給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支社における資格喪失日は昭和46年9月1日であると認められることから、申立期間に係る当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を、同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年9月1日まで

A株式会社C支社に勤務していたとき、母親がD地で倒れたので転勤の希望を出し、昭和46年9月1日の社内異動に合わせてD地の本社へ転勤した。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、転勤した時期に、2か月間の被保険者期間の欠落があることがわかったので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B株式会社が保有していた申立人に係る社内履歴書により、昭和45年7月1日にA株式会社C支社に入社し、46年9月1日付けでE本社勤務の発令を受け、47年5月10日に退職していることが確認でき、併せて、雇用保険の被保険者記録から、45年7月1日に同社における被保険者資格を取得し、47年5月10日に離職したことが確認できる。

また、申立人の同社C支社における厚生年金保険被保険者の資格は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、資格取得日が昭和45年7月1日、資格喪失日が46年7月1日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、備考欄に、複数の同僚と同じ「昭和46年9月

1日転勤」と記されているにもかかわらず、資格喪失日の欄に「45年7月1日」と申立人の資格取得日が記録されていることは、事業主が当該届出を行う際に誤った日付を記載したと認められ、事業主も誤って記入した可能性がある」と認めているものの、当該届出を受理した行政側において、容易に記載誤りの確認ができるところ、点検確認を怠って、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を交付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者資格の喪失日は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、昭和46年7月1日と記録されていることが確認できるが、当該記録は、事業主の資格喪失届により記録が行われるところ、当該喪失届は、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書と一体的な複写用紙により行われており、同確認通知書に記された資格喪失日は45年7月1日で、申立人の資格取得日と同日であったことから、当該名簿に転記する際、行政側の事務処理の誤りにより、資格喪失日を46年7月1日と記録したと考えるのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和46年9月1日であったと認められるので、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格の喪失日の記録を、同日に訂正する必要があると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の当該事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格取得時の記録から、昭和46年7月及び同年8月を4万5,000円とすることが妥当であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成5年11月1日から6年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成6年10月1日から7年1月6日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年1月6日まで

ねんきん定期便では、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成5年11月から6年12月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が5年10月以前よりも大幅に引き下げられていることが確認できるが、給与明細書では同年11月以後も、同年10月以前と同額の厚生年金保険料が6年12月までの期間において控除されている。株式会社Aでは、申立期間前から給与の支払が遅延するなどしており、資金繰りができずに標準報酬月額を引き下げたのではないかと推測する。株式会社Aは倒産してしまったが、調査の上、申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成5年11月から6年9月までの期間について、オンラ

イン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する41万円と記録されていたところ、同年3月7日付けで5年11月1日にさかのぼって17万円に訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により同社の社会保険委員であることが確認できる同僚は、「当時、会社が社会保険料を支払えず、社会保険事務所（当時）へたびたび相談に行っていた。当時の社会保険事務所の担当者が、社長の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び従業員の標準報酬月額の引下げをさかのぼって行い、会社が滞納した社会保険料を支払わないと、すぐに従業員全員について厚生年金保険被保険者の資格を喪失してもらおうと言われ、当時標準報酬月額の引下げを行った。私も申立期間については標準報酬月額が引き下げられた届出を行われている。」と供述しているところ、オンライン記録から、申立人を含む同社の従業員15人が平成6年3月7日付けで5年11月1日にさかのぼって標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが確認できる上、同社の事業主は、6年3月9日付けで5年10月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づく定時決定による標準報酬月額が取り消され、同日付けで同年6月1日にさかのぼって厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役では無いことが確認できる上、複数の同僚から、申立人は、一般の従業員であったこと及び申立期間に係る標準報酬月額の引下げについて、事業主からの説明は一切無かったことについて供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月7日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った^そ当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た41万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち平成6年10月から同年12月までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、申立人から提出された株式会社Aにおける平成6年9月から同年12月までの期間に係る給与明細書などから総合的に判断すると、標準報酬月額を41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 4 月までの期間、60 年 8 月から 61 年 9 月までの期間、63 年 3 月及び 63 年 5 月から平成 4 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 60 年 4 月まで
② 昭和 60 年 8 月から 61 年 9 月まで
③ 昭和 63 年 3 月
④ 昭和 63 年 5 月から平成 4 年 2 月まで

昭和 59 年ころ、父（故人）が自分に係る国民年金の加入手続を行い、以後、申立期間の保険料は、当初滞納していた期間もあったが、父が A 区役所又は同区 B センターで納付したと思うので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年ころにその父（故人）が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったと思うとしているところ、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号は、C 社会保険事務所（当時）で 63 年 10 月ころに払い出されたことが、前後の任意加入者の記録から確認できる上、申立人の父は既に他界していることからその証言を得ることができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その父が A 区役所又は同区 B センターで国民年金保険料を納付したと思うとしているところ、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号が払い出された時期からすると、申立期間①及び申立期間②の一部期間は、時効のため納付できなかつたと考えられる上、申立期間②の一部期間及び申立期間③は過年度納付をする必要のある期間と考えられるが、A 区は「申立期間当時、A 区役所及び B センターでは、過年度保

険料の収納を行っていない。」としている。

さらに、すべての申立期間の保険料について、上記のとおり申立人が申立人に係る保険料を納付したとしている申立人の父に事情を聴取できない上、納付時期、納付方法及び納付額などについて申立人から基本的な情報を得ることができなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 57 年 6 月までの期間、58 年 8 月から 59 年 3 月までの期間、平成 15 年 12 月及び 16 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月から 57 年 6 月まで
② 昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月まで
③ 平成 15 年 12 月
④ 平成 16 年 1 月から同年 6 月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、A市役所の窓口で納付し、申立期間③の国民年金保険料については、B市役所（現在は、C市役所）の窓口で納付したが、未納とされていることに納得できない。

また、申立期間④については、当初、申請免除期間となっていたが、平成 18 年 11 月にC市役所の窓口で国民年金保険料を追納したので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、昭和 55 年 11 月ごろにA市役所で、国民年金加入手続を行ったとしているところ、当時、同市を管轄していたD社会保険事務所（当時）では、申立期間①及び②を含む 54 年 1 月から 59 年 12 月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人の氏名を確認することはできなかったとしている。

また、申立人は、A市役所から送付された納付書により、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付したとしているが、同市では当時、市役所の窓口では国民年金保険料を収納していなかったとしており、申立人の主張は整合的ではない。

2 申立期間③について、申立人は、平成 15 年 12 月に B 市役所で国民年金加入手続を行った際、同市役所の窓口で同年同月の国民年金保険料を納付したとしているところ、B 市では、国民年金保険料の収納業務が平成 14 年度に市町村から国（社会保険庁（当時））に移管されたことに伴って、申立期間当時、B 市役所では、国民年金保険料の収納業務を行っていなかったとしており、申立人の主張は整合的ではない。

また、申立人は、申立期間③について納付した国民年金保険料額は、5,000 円か 6,000 円だったと思うとしているが、当時の 1 か月分の国民年金保険料額は 1 万 3,300 円である。

3 申立期間④について、申立人は、当初、申請免除期間となっていたが、C 市役所から納付書が送付されたので、平成 18 年 11 月に同市役所の窓口で国民年金保険料を追納したとしているところ、同市では 18 年当時、国民年金保険料免除者に納付書は送付しておらず、国民年金保険料の収納業務が平成 14 年度に市町村から国（社会保険庁）に移管されたことに伴って、市役所では、追納の国民年金保険料の収納業務を行っていなかったとしており、申立人の主張は整合的ではない。

4 このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年5月から53年3月まで

昭和49年5月ころ、懐妊したことが分かり、夫婦一緒にA区役所へ国民健康保険のことで相談に訪れた際に、区の職員から国民年金に加入するよう勧められ、加入したことを覚えており、それ以来、保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料額等についての記憶が定かでは無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらない。

また、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間は未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月9日に払い出されており、払出時点からすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から51年3月まで
国民年金には、20歳くらいから入っていたが、保険料は払っていなかった。A市（現在は、B市）のC町でDの手伝いをしていた昭和52年ころ、母に年金を払ってはいけなかったと言われたため、申立期間の保険料を父から出してもらいA市役所（現在は、B市役所）の窓口で一括現金で支払った。何十年も前のことで、納付金額ははっきりしないが、申立期間が未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母に言われ申立人の父からお金を出してもらって昭和52年ころA市役所で国民年金保険料を一括で納付したと申し立てているが、その父母は既に他界している上、当時の納付手続等について申立人から具体的な供述を得ることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月13日に払い出されており、払出時点からすると、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の記号番号が払い出された形跡もない上、申立人が納付したとする52年ころは特例納付の実施期間外である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から52年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から52年3月まで

申立期間については、A店を開業した昭和43年12月ころ、B区役所へ行き夫婦で国民年金及び付加年金への加入手続を行い、その後、定期的に国民年金保険料及び付加保険料を納付していた。また、C市に転居した47年3月にC市役所で再加入手続を行い、国民年金保険料及び付加保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A店を開業した昭和43年12月ころ、B区役所へ行き夫婦で国民年金及び付加年金への加入手続を行い、その後、定期的に国民年金保険料及び付加保険料を納付していたとし、C市に転居した47年3月にC市役所で再加入手続を行い、国民年金保険料及び付加保険料を納付していたとしているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、52年6月ころであることから、その時点では、申立期間はさかのぼって納付する必要があるが、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いとしていること、及び別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当初の昭和43年12月から国民年金保険料と合わせて付加年金保険料を納付していたとしているが、同制度は45年10月から開始されているため申立期間当初の43年12月から45年9月までの期間については、付加保険料は納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から59年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に金融機関で納付したはずであり、夫の分は納付済みなのに、私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人自身はその夫の分と一緒に金融機関で納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和59年4月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人からさかのぼって納付したとする申述は得られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、A市の住民票により、申立人は申立期間の最初の月から9か月後の昭和56年11月にB市からA市に転居していることが確認できるが、申立人が国民年金への加入手続をした場所が、B市かA市かの記憶が曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から49年12月まで

昭和44年9月に国民年金に加入し、その時に7か月分の国民年金保険料をまとめて納付し、その後は3か月ごとに保険料を納付してきたと思う。厚生年金保険に切り替えるため、それまで未納であった53年4月から同年6月までの3か月の保険料を納付したときに、A市役所の職員にその他に未納が無いことを確認したのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月に国民年金に加入し、その時に7か月分の国民年金保険料をまとめて納付し、その後は3か月ごとに国民年金保険料を納付してきたと思うとしているが、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、52年3月31日であり、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、52年3月ころであることから、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、A市の被保険者名簿によると、申立人は、昭和52年3月14日に27か月分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付しており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入手続時期とおおむね一致することから、この時期に国民年金への加入手続をした可能性が高いと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで
A市に住んでいたころの国民年金については、私たち夫婦と同居していた両親4人分の保険料を一緒に納付していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に住んでいたころ、申立人、その夫及び同居の両親の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の夫の国民年金は未加入となっており、申立人の両親は国民年金が発足した昭和36年*月には60歳を超えていることから国民年金に加入することはできず、申立人の主張には矛盾がみられる。

また、申立人から紹介を受けた申立人の兄と姉に電話で確認したが、兄とは連絡がとれず、姉は申立期間当時、既に別居しており、直接の納付状況を見ておらず、申立人が国民年金保険料を納付したと認められるような証言は得られなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、昭和36年4月から60歳到達月である62年*月までの期間のうち厚生年金保険の被保険者期間である12か月間を除き、国民年金の未加入期間となっている。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 15 日から 38 年 5 月 1 日まで
昭和 31 年 9 月から 38 年 5 月まで A 駅前の B に勤務していた。手の怪我で保険を使ったこともあるので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B における勤務状況等についての具体的な供述により、期間の特定はできないものの、申立人が B に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、年金事務所では、適用事業所名簿に B の名称は無いとしている上、商業登記簿に当該事業所名は無く、当時の事業主も所在が不明で照会できず、申立人は当時の同僚の氏名を覚えていないとしているなど、申立期間の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できない。

なお、申立人は、手の怪我で保険を使用したと主張しているところ、当該病院名を覚えていないことから、病院に確認することができず、また、歯の治療をしたとする歯科医院においては当時のカルテ等は保存していないとしていることから、申立人が病院の治療に健康保険証を使用したことについて確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月1日から57年2月1日まで
昭和51年12月1日からA株式会社に勤務していたのに、被保険者資格取得日が57年2月1日からとなっているのは、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人がA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和57年2月1日であり、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載の健康保険証番号は、*番から*番まで欠番が無く、これらの者の資格取得日は前記の適用事業所となった日と同日となっている。

また、商業登記簿によると、A株式会社は既に廃止されており、当時の事業主からは照会に対する回答を得られず、同僚からも申立人の申立期間の給与からの保険料控除について具体的な供述を得られない上、申立期間の途中に入社したとする同僚の一人は、入社後、昭和57年1月までは厚生年金保険料は控除されておらず、厚生年金保険に初めて加入したのは同年2月1日であったと供述している。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで
② 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 12 月 26 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険について、昭和 44 年 6 月 6 日に脱退手当金として一時金が支給されているとのことであるが、私自身にはまったく受け取った記憶は無く、その言葉も知らなかったし、1 番最初に勤務した事業所は、高校在学中に修行と奉仕活動のために入ったものであり、就職とはとらえていなかったため、そこで厚生年金保険に加入しているとは思っていなかった。

私自身は金銭的（経済的）な感覚はしっかり持っている性格なので、受け取っていれば確かな記憶があるはずであるので、調査、審議していただいて、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の有限会社Aにおける、健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 6 月 6 日に支給決定がされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が有限会社Aを退職したのは結婚のためであり、同社を退職後に再就職することは考えてはいなかったとしている上、申立人の国民年金の加入手続も、同社を退職して約 2 年後の昭和 46 年 5 月であることが、申立人に係る国民年金手帳記号番号（*）の払出しから推認できることから、申立期間の厚生年金保険について、将来の年金給付に通算する意

思があったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受領した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、有限会社Aの事業主は、「申立期間当時の経営者が既に死亡しており、関係資料は全く残っていないため、申立内容については確認できない。」としており、事業主による代理請求があったことの確認はできないものの、有限会社Aにおいて、申立人の厚生年金保険の資格喪失日前後3年間に資格喪失し、脱退手当金の受給資格がある4人のうち、2人が脱退手当金を受給していることが、同社に係るオンライン記録から確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 41 年 8 月 7 日まで

私は申立期間に株式会社Aで勤務し、出産のため退職した。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には「脱」表示が記されている上、オンライン記録上、脱退手当金が支給された記録となっており、申立期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、当時の事業主及び工場長は死亡していることから、事業主が本人に代わって脱退手当金の請求をしていたかどうかは確認できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月 15 日から 59 年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 9 月 1 日から 63 年 8 月 16 日まで

上記申立期間①のころには、A株式会社で、申立期間②のころには、株式会社Bで勤務し厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び取締役の供述から判断すると、申立人が同期間においてA株式会社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社については厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立期間①当時のA株式会社の事業主の所在は確認できない上、申立人が記憶し所在を確認できた同僚からも、申立人の厚生年金保険への加入及び申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①に上述の取締役自身が出向元であったと供述するC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、当該期間における申立人の被保険者記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。

なお、C株式会社の事業主の所在は確認できなかった。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②においてB株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B株式会社は、平成10年7月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社における正社員及び従業員に対する厚生年金保険の加入の取扱いに関する書類は保存されていないところ、同社の元事業主は、パート（時給）は厚生年金保険に加入させていなかったと供述しており、また、申立人はパート（時給）であったため、厚生年金保険に加入していなかったと思う旨の供述をしている。これについて、申立人は、正社員（月給）であったと供述しているが、照会に回答のあった同僚3人のうち、申立人がパートであったと供述する者が1人、正社員かパートか不明とする者が2人であり、申立人が同社においてどのような勤務形態で勤務していたかを確認できる供述を得ることはできなかった。

また、B株式会社に係るオンライン記録には、当該申立期間②における申立人の被保険者記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立事業所において厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 58 年 9 月まで
昭和 54 年 3 月から 58 年 9 月まで A 株式会社に勤務した。同社を退職後、雇用保険から失業手当を受給した。同社に勤務していた期間、厚生年金保険に加入していたと思うので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和 55 年 10 月 10 日から 58 年 11 月 15 日まで、A 株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A 株式会社は、平成 2 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 株式会社の事業主は、同事業所については、設立したのは昭和 56 年であるが、厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 2 年 5 月 1 日であり、申立人の申立期間当時は、給与から厚生年金保険料は控除していなかったと回答している。

さらに、平成 2 年 5 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員 4 人に、申立人と同時期に勤務していたか照会したところ、そのうち 3 人から回答があり、その内容はいずれも昭和 60 年 2 月以降に勤務していたとしているため、申立人が申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたかは確認できなかった。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたかの記憶は明確ではなく、控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年4月ころまで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所(当時)からもらった。A県の尋常高等小学校を卒業後、B株式会社C所(所在地は、D地)に、同郷の同級生と一緒に寮生活をしながら勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び一緒に就職した同僚の供述により、申立人がB株式会社C所に勤務していたことはうかがわれるが、適用事業所名簿では、同製作所が厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できない。

また、B株式会社は、昭和17年にE株式会社を吸収合併し、B株式会社C所となったが、E株式会社も、適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できない。

このことについて、事業主は、「所在地から、申立事業所は、B株式会社F工場と思われる。しかし、同工場の資料が残っていないため、厚生年金保険に係る届出に関しては不明である。」と回答している。

なお、B株式会社F工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同工場の所在地は、G地と記載されており、昭和17年1月1日に労働者年金保険(保険料徴収は17年6月から)の適用事業所になっていることが確認できる。

また、申立期間当時、同工場において厚生年金保険に加入していた複数の従業員は、同工場がC所であったと供述しており、同工場の敷地内には寮があり、I方面の地方出身者が入っていたと回答している。

以上のことから、申立人及び申立人と一緒に就職した同僚は、当該C所（適用事業所名はB株式会社F工場）に勤務していたことが推認できるが、申立期間当時に当該事業所の厚生年金保険に加入していた複数の同僚に照会するも申立人を記憶している同僚はいない。

また、申立期間当時におけるB株式会社F工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人と一緒に就職した同僚の記録は確認できない上、申立人が、厚生年金保険に加入していたとする同僚についても記録が確認できない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 51 年 2 月まで

私は、申立期間当時、A地にあったB店であった株式会社Cに勤務していた。申立期間に厚生年金保険被保険者であったはずだが、社会保険庁（当時）の記録では、社会人になって最初に勤務した同社における勤務期間の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び適用事業所名簿（索引簿）によれば、同社が適用事業所になった日は昭和 51 年 4 月 1 日であり、申立期間において適用事業所としての記録が確認できないとともに、同被保険者名簿には当時の事業主及び被保険者として記録されている社員の厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも同年 4 月 1 日以降であり、申立人の名前は無い。

また、当該事業所の申立期間当時の就業規則においても給与から控除される費目として厚生年金保険料は対象になっておらず、事業主や複数の同僚によると、同事業所が厚生年金保険料の控除を行なったのは、適用事業所となった昭和 51 年 4 月からであり、申立期間当時において厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A地にあった株式会社BのC支店に昭和 43 年 7 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで一度も中断なく正社員として継続勤務した。その支店はD組合の市場内にあり、店長ともう一人の女性職員と 3 人でEを販売していた。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の 39 か月の被保険者期間の記録が無く納得できない。

調査の上、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社BのC支店が加盟していたD組合の申立人に対する永年表彰状及び事業主の供述から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、株式会社Bに係る申立人の雇用保険の資格取得日は昭和 49 年 6 月 1 日で、厚生年金保険被保険者の資格を再取得したとされる日と同一であり、同社が雇用保険の適用事業所になった 47 年 10 月 1 日に申立人が雇用保険の資格を取得していなかった事実が確認できる。なお、申立期間において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人は申立期間において夫の被扶養者であったことが確認できる。

また、申立人の元上司や同僚及びF市場の同業者に照会しても、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について聴取できない。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿

では、申立人が昭和 46 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、49 年 6 月 1 日に再取得していることが確認でき、オンラインの記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたかについては不明であり、申立人が申立期間に事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年 12 月 1 日まで
昭和 30 年 10 月ころから 32 年 11 月ころまで A 地にあった株式会社 B に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、この期間の記録が無かった。当時の上司には同社に勤務していた期間の被保険者記録があり、自分も厚生年金保険に加入していたはずだと聞いたことがある。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 B に昭和 30 年 10 月ころから 32 年 11 月ころまで勤務していたと主張しているところ、申立人と同時期に同社に勤務していたとする同僚二人が、申立人が同社に勤務していたと供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚で、回答を得ることができた 6 人のうち 4 人が申立人の氏名を記憶していないとしているほか、申立人の氏名を記憶している同僚二人も、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかについては不明としている。

また、同名簿を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号は連番であり、欠番も無い。

さらに、商業登記簿謄本によると、株式会社 B は昭和 49 年 12 月 3 日に解散しており、事業主は既に死亡している上、申立人が申立期間において事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細

書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 (又は 58 年) 5 月 20 日から平成元年
(又は昭和 63 年) 2 月 1 日まで

A株式会社と昭和 57 年 (又は 58 年) 5 月 20 日から平成元年 (又は昭和 63 年) 2 月 1 日までBとして勤務していたのに、社会保険庁 (当時) の記録によれば、厚生年金保険に未加入となっている。入社したときに「正規社員」と告げられ、厚生年金保険被保険者証を提出した (退職したときに返却されなかった。) ので、納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出されたCの登録原簿及び申立人に係る昭和60年7月分から63年6月分までの給与支払明細書により、申立人は、申立期間と同時期である58年2月から63年6月まで同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主から提出された給与支払明細書によると、申立人からは、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料のいずれも控除していないことが確認できる上、事業主は「正規雇用は月18日勤務だが、申立人の出勤日数は月2日から10日であることから、正規雇用の条件を満たしていないため、申立人はアルバイト雇用だった。」としているほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等は無いとしている。

また、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は無いほか、申立期間における当該被保険者原票の整理番号は連番であり欠番は無いことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 1 月まで
有限会社Aに昭和 59 年 7 月から 61 年 1 月まで勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録によれば、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の有限会社Aにおける雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人は申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿により、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成 13 年 1 月 24 日であり、申立期間は適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は、「申立期間について、会社は社会保険に未加入だった。このため申立期間当時、自分は国民年金に加入していた。」と供述している。

さらに、同僚の一人は、「申立期間当時、有限会社Aは厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。このため給料から厚生年金保険料は控除されておらず、自分もこの期間は当該事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が無い。会社がいつまで経っても厚生年金保険に加入しなかったから困っていた。」と供述している。

加えて、申立人が保管していた昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額（6,569 円）は、申立人から聴取した申立期間当時の給料額と比較して低額であることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実はいかな

い。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 7 月 1 日までの間の
うち 12 か月弱

申立期間においてA株式会社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によれば、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA株式会社の同僚の氏名がオンライン記録において確認できること並びに申立人及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所においてBとして勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主によると、職種によって社会保険の加入について違いがあり、Bは出来高に応じた歩合給だったと供述しているほか、複数の同僚によると、申立期間当時のBには試用期間があり、入社してすぐには正社員になれなかったと供述している。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号は連番であり欠番は無い。

さらに、当該事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録が無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 34 年 1 月 8 日まで
昭和 32 年 9 月から 34 年 12 月までのA社での標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与の額と異なるので、実際の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社のオンライン記録の標準報酬月額（1万円）が実際に受け取っていた給与の額と異なると申し立てているが、当該事業所において申立人と同時期に勤務し、かつ、同様の業務に従事していた複数の同僚は当時の給料は1万円に満たなかったと供述している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人が当該事業所に16か月間勤務していたことを確認できるが、申立期間当時申立人と同様の業務に従事していた同僚のうち、最も早い者でも同事業所に入社してから47か月勤務した後に1万円を超えたことが確認できる上、申立人と同時期に入社した同僚4名の昭和34年12月の標準報酬月額は、それぞれ6,000円から9,000円であったことが健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、また、現在の事業主は当時の資料が無く不明と回答しているため、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基

づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、1万円と記録されていることが確認できるが、当該事業所の健康保険
厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が昭和32年
9月から33年7月までは6,000円、33年8月から同年12月までは9,000
円と記載されており、申立人の主張する1万円ではなかったことが確認で
きる。しかしながら、厚生年金保険法附則第44条第3項の規定において、
厚生年金保険の被保険者期間に1万円未満の標準報酬月額があるときは、
これを1万円として計算するとされている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険
料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 16 日から同年 6 月 14 日まで
平成 13 年 1 月 16 日から同年 6 月 14 日までA市の株式会社Bに勤務していたが、社会保険事務所（当時）で確認したところ、厚生年金保険被保険者であった期間が空白となっていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は申立人の申立期間における厚生年金保険料について給料から控除していなかったと供述している上、事業主から提出のあった所得税源泉徴収簿によると、申立人の給与から雇用保険料のみ控除され、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間当時に勤務していた同僚から聴取することができず、申立人の同事業所における厚生年金保険料の控除の実態について確認することができない。

さらに、C市から提出された資料によると、申立人は申立期間において、C市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 31 日から同年 4 月 30 日まで
社会保険庁 (当時) の記録では、A 株式会社の資格喪失日が昭和 25 年 3 月 30 日となっている。実際は同年 4 月 30 日に退社している。会社から提出された退職辞令を添付するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している A 株式会社の辞令簿により、申立人は昭和 23 年 9 月 1 日に A 株式会社本社に入社し、勤続 1 年 8 か月後の 25 年 4 月 30 日付けで退職していたことが確認できる。

しかし、A 株式会社に係る辞令簿において退職日が申立人と同日である同社 B 支店の同僚 (二人) の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 25 年 2 月 1 日 (一人) 及び同年 4 月 1 日 (一人) となっており、当該辞令簿における退職日と厚生年金保険被保険者資格喪失日がいずれも相違していることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険事業所被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) 及びオンライン記録によると、申立人の A 株式会社本社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、入社日と同日の昭和 23 年 9 月 1 日であり、資格喪失日はいずれも 25 年 3 月 30 日となっていることが確認できる。

さらに、事業主は、「この辞令簿以外に当時の資料は無いため、申立期

間における厚生年金保険料の控除については不明である。」としていることから、当時の勤務状況や厚生年金保険料の控除については確認することができなかった。

加えて、申立人と同日入社と同僚から当時の状況については確認することはできなかった。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月ころから同年 10 月 15 日まで
② 昭和 51 年 9 月 21 日から 52 年 9 月ころまで

申立期間①については、私は、昭和 39 年 5 月ころに A 株式会社に入社したが、厚生年金保険の被保険者としての記録が同年 10 月 15 日からとなっていた。同年 5 月は初めて B になったときなのでよく覚えており、同年 5 月ころから、厚生年金保険の被保険者としての記録があると思うのでよく調べてほしい。

申立期間②については、A 株式会社が名前を変えた C 株式会社を引き続き勤めていたが、厚生年金保険の被保険者としての記録が昭和 51 年 9 月 21 日までとなっていた。辞めたときの記憶は定かではないが、退社したのは 52 年 9 月ごろだったと思う。

申立期間について調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、現在の事業主（A 株式会社が名称を変更した C 株式会社）から提出された申立人の D 台帳には、雇入年月日が昭和 39 年 5 月 31 日、労災保険への加入も同日付けで記録されているものの、同台帳には申立人の健康保険・厚生年金保険の資格取得は同年 10 月 15 日と記録されている。

また、事業所が保管している社会保険被保険者台帳においても健康保険・厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 39 年 10 月 15 日と記録されているところ、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険及び雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人とほぼ同時期に入社した同僚二人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも入社日から 3 か月又は 4 か月の期間があ

ることが認められる上、当該同僚のうち一人は、「当時は3か月ほどの見習い期間があって、この間は厚生年金保険は未加入だった。」と述べている。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除及び納付について、事業主は当時の関係者が現在、在籍しておらず、書類も保存していないため不明としているほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、申立人は昭和52年9月ころまでC株式会社に勤務したと思う旨申し立てしているところ、当該申立期間に勤務が確認できる同僚6人に照会し一人から回答を得たものの、当該同僚によると、申立人が当該期間に勤務していたか否かについてはわからないと供述しており、申立人の勤務について、具体的な供述は得られなかった。

また、当該事業所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和51年9月21日、社会保険事務所（当時）における受付日が同年9月30日であることが確認できるほか、雇用保険の記録においても申立人の資格喪失日は同年9月20日と記録されている上、事業主が保管するD台帳及び社会保険被保険者台帳においても申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年9月21日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除及び納付について、事業主は、当該事業所において保管されている資料から、申立人は昭和51年9月に退職したのは間違いのないとして、同年9月以降の保険料控除は行っていないと回答している。

加えて、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 15 日まで
私は、昭和 29 年 1 月 24 日から 40 年 9 月 1 日まで A 株式会社勤めていたが、途中の 37 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 15 日までの 2 年 3 か月分の厚生年金保険の記録が無い。この間も厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 株式会社勤務したと申し立てしているところ、A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 29 年 1 月 24 日に厚生年金保険の資格を取得し 37 年 4 月 1 日に同資格を喪失、39 年 7 月 15 日に再び厚生年金保険被保険者の資格を取得し 40 年 9 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が A 株式会社では B の業務に従事していたと申し立てしているところ、申立期間内に同様の業務に従事していた同僚によると、当時、現場に従事していた者は 3 名だけで申立人については覚えが無いとしている上、当時の現場責任者は、申立期間中は、工場の休業状態が断続的にあり、この期間の申立人の勤務状況については覚えが無いと供述している。

さらに、申立期間より前に A 株式会社にアルバイトとして勤務し、申立期間に再び入社した同僚は「期間は不明だが、申立人は申立人の兄の所に手伝いに行っていたことがあると思う。」と述べている。

加えて、A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号には欠番は無く、申立人と同じく昭和 37 年 4 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚の喪失手続が同じ受付番号で処理されていることが確認できる上、当該事業所において申立人と同様に厚生年金保険の被保

険者資格を喪失し、再び資格を取得している被保険者4人の再取得の時の健康保険の番号は新規の番号が付与されているなど、当該被保険者名簿の記録に不自然さは無く、不合理な訂正処理も無い。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 28 日から 61 年 1 月 1 日まで
A株式会社（現在は、B株式会社）を昭和 60 年 12 月末に退職し、61 年 1 月 7 日にC株式会社に入社した。申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは、A株式会社における年末年始休暇のためだと思われる。

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、D株式会社（以下「事業所」という。）に給与及び社会保険関係の業務を委託しているところ、事業所から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における同資格の喪失日と同じ昭和 60 年 12 月 28 日であることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の離職日は、同資格の喪失日の前日である同年 12 月 27 日であることが確認できることから、申立期間における在籍及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業所によれば、「申立人以外の元社員について、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失通知書を確認してみたところ、年末に退職した者も数人いた。現在は、年末の退職を含む月末付けの退職の場合、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、翌月 1 日として届出を行っているものの、申立期間当時は、退職者の申し出た日を退職日とし、当該退職日の翌日を同資格の喪失日として届出を行っていたと思われる。」と回答している

ころ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同日であり、昭和59年12月から平成7年7月までの間に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している同僚7人について同資格の喪失日を確認したところ、年末に退職したことがうかがえる昭和59年12月30日付け及び63年12月30日付けで同資格を喪失している者を含む4人が月の途中で同資格を喪失していることが確認でき、当該同僚の一人は、「私は、昭和63年12月30日に退職しており、退職月の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは資料が無く不明であるが、同日付けで国民年金に加入している。」と供述していることから、オンライン記録において、7人の国民年金の加入記録を確認したところ、7人のうち4人（前述の一人を含む。）は、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日と同日付けで国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、事業所では、「申立期間当時の厚生年金保険料の控除について、申立人に係る源泉徴収票等の資料は保存期限経過につき廃棄しているため確認することができないが、昭和43年から平成9年までの期間において勤務していた元社員が保存している全勤務期間に係る給与明細書により、申立期間当時においても、現在と同様に翌月控除としていることが判明したため、申立人に係る申立期間の保険料は控除していなかったはずである。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年10月1日まで

A高等学校（現在は、B高等学校）C部に通学していたとき、学校の先生が紹介してくれたD社（申立期間当時は、有限会社E。現在は、F株式会社。）に転職して、昭和29年7月1日から高等学校卒業後の33年9月30日までGの仕事に従事していたが、社会保険庁（当時）の厚生年金保険の被保険者記録では、この会社で勤務していた期間の被保険者記録が無いので、調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時における有限会社Eの事業主の妻が「主人がA校を卒業しており、先生方と親交があったために、別の会社に働いていた在校生の転職について相談を受け、申立人が、主人の会社で働くようになり、高校を卒業した後も働いていた。」と供述していること、及び同僚が「年齢は忘れたが、後輩にHという者が働いていた。住み込みではなく通勤で、A高等学校に通っており、Iなどをしていた。」と供述していることなどから、申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、F株式会社では、申立人の申立期間当時における人事関係記録を保存していないため、申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明であるとしているが、前述の事業主の妻は、「学費は、会社では負担していない。学費を出したのが本人だったか親だったか知らないが、学費がかかるということから、給料の支給額を多くするために厚生年金保険の被保険者になっていなかったと思う。」と供述している。

また、申立人は、当該事業所において、申立人と同様に働きながら別の学校に通っていた女性の同僚名をあげているが、当該同僚について、前述の事業主の妻及び同僚は記憶していない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該同僚の記録が見当たらず、同僚照会をすることができないが、当該同僚は、申立人と同様に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者になっていなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証の番号には欠落が無く、かつ、記録訂正等の痕跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月16日から59年5月20日まで

前の会社で一緒に働いたことがあるAから、「新しく会社を始める。社会保険は完備するから、一緒に働かないか。」と誘われ、前の会社を辞めて株式会社Bに入社し、昭和59年5月20日まで勤務した。

しかし、その後、勤務場所も変わっていないのに、昭和59年5月21日から親会社と思われる株式会社C（現在は、D株式会社）に転職した形で事務処理がされて、厚生年金保険の被保険者となっているが、株式会社Bで勤務していた期間については、被保険者となっていないので、調査して被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を通じて、株式会社Bに勤務していたとしているが、同社の会社設立については、商業登記簿に昭和59年4月3日と登記されており、申立期間のうち、58年11月16日から59年4月2日までの期間については、株式会社Bが設立される前の期間と確認できるところ、申立人は「法人になっていなかったことを知らなかった。私が勤めているころは、社長といていたAのほか、従業員は、私と同僚が一人おり、たまに社長の奥さんが手伝っていた。」と申し立てており、法人の設立前については、従業員5人未満の事業所であったことがうかがえることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったと推認される。

また、申立期間のうち、昭和59年4月3日から同年5月20日までの期間については、株式会社Bとして法人の設立がされており、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているが、オンライン記録の事業所名簿の検索結果から適用事業所であったことについて確認ができない。

さらに、申立人が、株式会社Bにおける同僚の氏名を記憶していないこと、及び同社が適用事業所になっていないため同僚が判明しない上、同社は既に解散しており、役員の所在は不明であることから、事業主及び関係者から厚生年金保険料の控除について、供述を得ることができない。

なお、申立人が、勤務場所も変わっていないのに、昭和59年5月21日から株式会社Cに転職したことになるのはおかしいと申し立てていることについて、D株式会社では、株式会社Cに係る資料を保存していないので分からないとしているが、申立人の申立期間当時、株式会社Cにおいて役員をしていた複数の同僚が「株式会社Bは、株式会社Cの支社ではなく、最初は個人の代理店であった。その後、株式会社BとなつてからすぐにA社長から、従業者を厚生年金保険に加入させていないがどうしたら良いかと相談があったので、厚生年金保険に加入していない従業者を転職させたことにして、株式会社Cで被保険者の資格を取得させた。」旨の供述をしている。

加えて、申立人が、株式会社Bの事業主によって、給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて、事業主及び同僚への照会は、前述した理由からできなかつた上、申立人も、事業主によって、給与から厚生年金保険料を控除されたことについて明確な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A 株式会社の退職年月日は平成 12 年 3 月 31 日であるため、厚生年金保険の資格喪失日は、同年 4 月 1 日となるはずである。厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人の A 株式会社における離職日は平成 12 年 3 月 30 日と記録されている上、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失年月日の欄には「12 年 3 月 31 日」、備考欄には「同年 3 月 30 日退職」と記載されており、また、申立人の社会保険関係の手続を行ったとする社会保険労務士は、「当時の資料は保管していないが、同社から提出された出勤簿、賃金台帳及び労働者名簿に基づき手続していた。」旨を回答している。

また、A 株式会社が保管していた申立人の平成 12 年 3 月分に係る給与明細書一覧表によると、厚生年金保険料及び健康保険料は控除されていないことが確認できるところ、申立人から提出された同年 4 月 25 日の給与明細書において、厚生年金保険料が記載されていることから、同日に同年 3 月分の厚生年金保険料が控除されたことが確認できるものの、申立人から提出された給与振込口座の通帳の明細欄において、同年 4 月 25 日より後の同年 5 月 9 日付けで、同社から給与として 7 万 9,377 円が振り込まれおり、当該額は「厚生年金保険料及び健康保険料を控除しない場合の差引支給額（手取額）」から「厚生年金保険料及び健康保険料を控除した場合の差引支給額（手取額）」を差し引いた額（差額）と一致することから、申立事業所において、同年 4 月 25 日支払の給与で誤って控除した同年 3

月の厚生年金保険料を、同年5月9日付けで申立人に返金したと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月1日から38年1月25日まで

A株式会社(現在は、株式会社B)に勤務した期間のうち、昭和36年3月1日から38年1月25日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間も厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における3人の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険の被保険者記録について、当該3人の同僚の全員が、同社における自身の勤務期間と合致している旨供述しているところ、株式会社Bの社会保険業務を受託している社会保険労務士が申立期間当時に同社の業務を行っていた社会保険労務士から引き継いだ同社に係る社会保険手続名簿から、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる上、両名簿において申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

また、株式会社Bは、申立期間当時の人事記録及び給与関係の書類を保管していない上、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。